

所属する建築士の届出について

平成27年6月25日(木)から平成28年6月24日(金)までに届出願います

平成26年の建築士法改正により、建築士事務所の登録事項に所属建築士が追加されました。(平成27年6月25日施行)

今回お願いする所属建築士の届出は、この法改正に伴い、建築士事務所の登録簿に所属建築士を登録するための届出になります。(根拠：改正建築士法第23条の2第1項5号及び建築士法の一部を改正する法律〔平成26年法律第92号〕附則第3条)

届出の留意事項

- 1 平成27年6月25日(木)から平成28年6月24日(金)までに、建築士事務所登録の更新申請書を提出する場合は、この届出は不要です。
- 2 今までの所属建築士の届出内容をもって、附則3条の届出を提出したものとみなすことはできません。(建築士法改正に関する国土交通省の解釈)
- 3 この附則3条の届出又は更新の登録があった日以降、所属建築士に変更があったときは、変更日から3ヶ月以内に変更届を提出する必要があります。
- 4 今まで(平成27年6月24日以前)、所属建築士の届出をされていた内容と今回の届出内容に変更があっても、今回の届出内容が優先して登録されます。
- 5 様式には、届出日現在の所属建築士を記載してください。
- 6 所属建築士として登録された建築士には、定期講習の受講義務があります。

【提出先】

所管の地方事務所建築課

一般社団法人 長野県建築士事務所協会 本会